

関税率表解説改正

新	旧
<p>第 15 部 卑金属及びその製品</p> <p>(省 略)</p> <p>ただし、時計用ばねは、この部の注 2 (b)により除かれ、91.14項に属する。 この部の注 1 の除外規定に加え、この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 卑金属のアマルガム (<u>28.53</u>) (b) ~ (1) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 15 部 卑金属及びその製品</p> <p>(省 略)</p> <p>ただし、時計用ばねは、この部の注 2 (b)により除かれ、91.14項に属する。 この部の注 1 の除外規定に加え、この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 卑金属のアマルガム (<u>28.51</u>) (b) ~ (1) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>72.25 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）</p> <p>（省 略） （削 除） （省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>72.25 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。）</p> <p>（省 略） <u>7225.20 - 高速度鋼のもの</u> （省 略）</p> <p>（省 略）</p>
<p>72.26 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>- けい素電気鋼のもの 7226.11 - - 方向性けい素鋼のもの 7226.19 - - その他のもの 7226.20 - 高速度鋼のもの - その他のもの 7226.91 - - 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） 7226.92 - - 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） （削 除） （削 除） 7226.99 - - その他のもの</p> <p>（省 略）</p> <p>号の解説</p> <p>（省 略） （削 除）</p>	<p>72.26 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>- けい素電気鋼のもの 7226.11 - - 方向性けい素鋼のもの 7226.19 - - その他のもの 7226.20 - 高速度鋼のもの - その他のもの 7226.91 - - 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） 7226.92 - - 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。） <u>7226.93 - - 亜鉛を電気めっきしたもの</u> <u>7226.94 - - 亜鉛をめっきしたもの（電気めっきによるものを除く。）</u> 7226.99 - - その他のもの</p> <p>（省 略）</p> <p>号の解説</p> <p>（省 略） <u>7226.93及び7226.94</u> <u>7210.30、7210.41及び7210.49の号の解説参照</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>72.29 その他の合金鋼の線</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>72.29 その他の合金鋼の線</p> <p><u>7229.10 - 高速度鋼のもの</u></p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>73.04 鉄鋼製の管及び中空の形材（縫目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）</p> <p>- 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</p> <p><u>7304.11 - - ステンレス鋼製のもの</u></p> <p><u>7304.19 - - その他のもの</u></p> <p>- 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チューピング及びドリルパイプ</p> <p>（削除）</p> <p><u>7304.22 - - ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの）</u></p> <p><u>7304.23 - - その他のドリルパイプ</u></p> <p><u>7304.24 - - その他のもの（ステンレス鋼製のもの）</u></p> <p>7304.29 - - その他のもの</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>号の解説</p> <p><u>7304.11、7304.19、7304.22、7304.23、7304.24及び7304.29</u></p> <p>（省略）</p>	<p>73.04 鉄鋼製の管及び中空の形材（縫目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）</p> <p><u>7304.10 - 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</u></p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>- 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チューピング及びドリルパイプ</p> <p><u>7304.21 - - ドリルパイプ</u></p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>7304.29 - - その他のもの</p> <p>（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>号の解説</p> <p><u>7304.10、7304.21、及び7304.29</u></p> <p>（省略）</p>
<p>73.05 鉄鋼製その他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>（省略）</p> <p>号の解説</p> <p>7305.11、7305.12、7305.19及び7305.20</p> <p><u>7304.11号、7304.19号、7304.22号、7304.23号、7304.24号及び7304.29号</u>の解説の規定は、これらの号において準用する。</p> <p>（省略）</p>	<p>73.05 鉄鋼製その他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p>（省略）</p> <p>号の解説</p> <p>7305.11、7305.12、7305.19及び7305.20</p> <p><u>7304.10号、7304.21号及び7304.29号</u>の解説の規定は、これらの号において準用する。</p> <p>（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>73.06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）</p> <p>　　- 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</p> <p>　　7306.11 - - 溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）</p> <p>　　7306.19 - - その他のもの</p> <p>　　- 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチューピング</p> <p>　　7306.21 - - 溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）</p> <p>　　7306.29 - - その他のもの</p> <p>　　7306.30 - その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>　　7306.40 - その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>　　7306.50 - その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>　　- その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）</p> <p>　　7306.61 - - 横断面が正方形又は長方形のもの</p> <p>　　7306.69 - - その他のもの（横断面が円形のものを除く。）</p> <p>　　7306.90 - その他のもの</p> <p>　　（省略）</p> <p>号の解説</p> <p>7306.11、7306.19、7306.21及び7306.29</p> <p>7304.11号、7304.19号、7304.22号、7304.23号、7304.24号及び7304.29号の解説の規定は、これらの号において準用する。</p> <p>（省略）</p>	<p>73.06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）</p> <p>　　7306.10 - 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</p> <p>　　（新規）</p> <p>　　7306.20 - 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチューピング</p> <p>　　（新規）</p> <p>　　7306.30 - その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>　　7306.40 - その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>　　7306.50 - その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）</p> <p>　　7306.60 - その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）</p> <p>　　（新規）</p> <p>　　7306.90 - その他のもの</p> <p>　　（省略）</p> <p>号の解説</p> <p>7306.10及び7306.20</p> <p>7304.10号、7304.21号及び7304.29号の解説の規定は、これらの号において準用する。</p> <p>（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>73.14 ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(さく)(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル</p> <p>- 織ったワイヤクロス</p> <p>7314.12 - - 機械用ワイヤエンドレスバンド(ステンレス鋼製のものに限る。) (削除)</p> <p>7314.14 - - その他の織ったクロス(ステンレス鋼製のものに限る。)</p> <p>7314.19 - - その他のもの (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説 <u>7314.12、7314.14 及び 7314.19</u> (省略)</p>	<p>73.14 ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(さく)(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル</p> <p>- 織ったワイヤクロス</p> <p>7314.12 - - 機械用ワイヤエンドレスバンド(ステンレス鋼製のものに限る。)</p> <p><u>7314.13 - - その他の機械用ワイヤエンドレスバンド</u></p> <p>7314.14 - - その他の織ったクロス(ステンレス鋼製のものに限る。)</p> <p>7314.19 - - その他のもの (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説 <u>7314.12、7314.13、7314.14 及び 7314.19</u> (省略)</p>
<p>73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品</p> <p>(削除)</p> <p>7319.20 - 安全ピン</p> <p>7319.30 - その他のピン</p> <p>7319.90 - その他のもの (省略)</p>	<p>73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品</p> <p><u>7319.10 - 縫針、かがり針及びししゅう針</u></p> <p>7319.20 - 安全ピン</p> <p>7319.30 - その他のピン</p> <p>7319.90 - その他のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>73.21 鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 調理用加熱器具及び皿温め器 <p>7321.11 - - 気体燃料用のもの並びに液体燃料及びその他の燃料共用のもの</p> <p>7321.12 - - 液体燃料用のもの</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>7321.19 - - その他のもの（固体燃料用のものを含む。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - その他の器具 <p>7321.81 - - 気体燃料用のもの並びに液体燃料及びその他の燃料共用のもの</p> <p>7321.82 - - 液体燃料用のもの</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>7321.89 - - その他のもの（固体燃料用のものを含む。）</u></p> <p>7321.90 - 部分品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>73.21 鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 調理用加熱器具及び皿温め器 <p>7321.11 - - 気体燃料用のもの並びに液体燃料及びその他の燃料共用のもの</p> <p>7321.12 - - 液体燃料用のもの</p> <p><u>7321.13 - - 固体燃料用のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> - その他の器具 <p>7321.81 - - 気体燃料用のもの並びに液体燃料及びその他の燃料共用のもの</p> <p>7321.82 - - 液体燃料用のもの</p> <p><u>7321.83 - - 固体燃料用のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>7321.90 - 部分品</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品</p> <p>（省略）</p> <p>（A）（省略）</p> <p>（B）鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッドポリッシンググラブその他これらに類する物品</p> <p>（省略）</p> <p><u>各種の用途を有する鉄鋼のウールを除き、このグループの物品は、主として家庭用（例えば、台所用品又は衛生用品の洗浄、金属製品の研磨、床板、寄せ木細工の床、その他の木製の床用敷物及びその他の木製品の手入れ）に供される。</u></p> <p>（省略）</p>	<p>73.23 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品</p> <p>（省略）</p> <p>（A）（省略）</p> <p>（B）鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッドポリッシンググラブその他これらに類する物品</p> <p>（省略）</p> <p><u>各種の用途を有する鉄鋼のウールを除き、このグループの物品は、主として家庭用（例えば、台所用品又は衛生用品の洗浄、金属製品の研磨、床板、寄せ木細工の床の手入れ）に供される。</u></p> <p>（省略）</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 74 類 銅及びその製品	第 74 類 銅及びその製品
<p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(g) ~ (h) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>注</p> <p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) ~ (e) (省 略)</p> <p>(f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあっては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあっては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。</p> <p style="text-align: center;"><u>もっとも、第74.14項の線には、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。)のみを含む。</u></p> <p>(g) ~ (h) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>74.01 銅のマット及びセメントカッパー (沈殿銅)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(省略)</p>	<p>74.01 銅のマット及びセメントカッパー (沈殿銅)</p> <p><u>7401.10 - 銅のマット</u></p> <p><u>7401.20 - セメントカッパー (沈殿銅)</u></p> <p>(省略)</p>
<p>74.03 精製銅又は銅合金の塊</p> <p>(省略)</p> <p>- 銅合金</p> <p>7403.21 - - 銅・亜鉛合金 (黄銅)</p> <p>7403.22 - - 銅・すず合金 (青銅)</p> <p>(削除)</p> <p>7403.29 - - その他の銅合金 (第74.05項のマスターAロイを除く)</p> <p>(省略)</p>	<p>74.03 精製銅又は銅合金の塊</p> <p>(省略)</p> <p>- 銅合金</p> <p>7403.21 - - 銅・亜鉛合金 (黄銅)</p> <p>7403.22 - - 銅・すず合金 (青銅)</p> <p><u>7403.23 - - 銅・ニッケル合金 (白銅) 及び銅・ニッケル・亜鉛合金 (洋白)</u></p> <p>7403.29 - - その他の銅合金 (第74.05項のマスターAロイを除く)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>74.04 銅のくず</p> <p>72.04項の解説中くずに関する記述は、26.20項に属する第一銅のスラグ、灰及び残留物を除き、この項において準用する。この項の銅のくずには、銅の引抜き加工スラッジで、主として銅粉から成り、引抜き加工の際、使用された潤滑剤が混入しているものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>74.04 銅のくず</p> <p>72.04項の解説中くずに関する記述は、26.20項に属する灰及び第一銅の残留物を除き、この項において準用する。この項の銅のくずには、銅の引抜き加工スラッジで、主として銅粉から成り、引抜き加工の際、使用された潤滑剤が混入しているものを含む。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>74.07 銅の棒及び形材</p> <p>7407.10 - 精製銅のもの - 銅合金のもの</p> <p>7407.21 - - 銅・亜鉛合金（黄銅）のもの (削除)</p> <p>7407.29 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>74.07 銅の棒及び形材</p> <p>7407.10 - 精製銅のもの - 銅合金のもの</p> <p>7407.21 - - 銅・亜鉛合金（黄銅）のもの</p> <p><u>7407.22 - - 銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの</u></p> <p>7407.29 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>74.09 銅の板、シート及びストリップ（厚さが0.15ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 銅のエキスパンデッドメタル（<u>74.19</u>）。</p> <p>(c) ~ (e) (省略)</p>	<p>74.09 銅の板、シート及びストリップ（厚さが0.15ミリメートルを超えるものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 銅のエキスパンデッドメタル（<u>74.14</u>）。</p> <p>(c) ~ (e) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p>74.14 <u>ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る。)並びに銅製のエキスパンデッドメタル</u></p> <p><u>7414.20 - ワイヤクロス</u></p> <p><u>7414.90 - その他のもの</u></p> <p><u>(A) ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網</u></p> <p><u>73.14項の解説は、この項において準用する。ただし、この類の注1(f)第2パラグラフの規定により、ここにおいて「線」という用語は、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの(横断面の形状を問わない。)に限り適用する。</u></p> <p><u>ここには、通常ワイヤクロスから作られるエンドレスバンドを含む。典型的な例は、Fourdrinier製紙機用のもので、濡れた製紙用パルプの水切りに使用されるものである。この場合、技術的理由からワイヤクロスの縦糸にはりん青銅、横糸には黄銅が使用される。線を織って作ったこれらの物品のうち、他の装置と組み立てて機械部分品を構成する物品は、ここには含まない(例えば、84類)。</u></p> <p><u>(B) エキスパンデッドメタル</u></p> <p><u>この物品は、鉄鋼製のエキスパンデッドメタルに類似する方法で製造される(73.14項の解説参照)。銅製のエキスパンデッドメタルは、電気スクリーンに使用され、また、黄銅製のものは贿い設備(例えば、排水用グリル)に使用される。</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) 金属糸の織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用するものに限る。)(58.09)</u></p> <p><u>(b) 金属網製の調製したろう付け用溶接プレート(83.11)</u></p> <p><u>(c) ワイヤクロスで手ふるいに作りあげたもの(96.04)</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p><u>74.16 銅製のばね</u></p> <p><u>73.20項の解説は、この項において準用する。</u> <u>この項のばねは、多くの場合りん青銅又はベリリウム銅合金から製造されるが、また、他の銅合金（例えば、アルミニウム青銅、けい素青銅、黄銅及び洋白）からも製造される。</u> <u>この項のばねは、その性質に基づき広く電気用に供される。</u> <u>この項には、時計用ばねを含まない（91.14）。</u></p>
(削除)	<p><u>74.17 銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）</u></p> <p><u>この項は、原則として73.21項と同じ範囲のものである。73.21項の解説は、この項の物品について準用する。この項には、通常、旅行用、キャンプ用等、また、時には家庭用に供する小型の加熱器具（例えばガソリン、パラフィン、アルコール等を使用するストーブ）を含む。また、この項には、73.22項の解説に記載された家庭用器具を含む。</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) トーチランプ（82.05）</u></p> <p><u>(b) 84.19項の加熱、調理、ぱい焼、蒸留等を行う機器（理化学用のものを含む。）</u> 例えは、次のような物品がある。 <u>() 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除くものとし、家庭用のものであるかないかを問わない。）</u> <u>() カウンター式のコーヒーパーコレーター及びある種の特殊な加熱、調理等用機器（家庭用のものを除く。）</u> <u>(c) 85.16項の電熱機器</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>73.21項、73.23項及び73.24項の解説は、この項において準用する。 <u>この項には、銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限る。）を含む。例えば、通常、旅行用、キャンプ用等、また、時には家庭用に供する小型の加熱器具（例えばガソリン、パラフィン、アルコール等を使用するストーブ）がある。また、この項には、73.22項の解説に記載された家庭用器具を含む。</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>(a) 工具の性格を有する家庭用品（82類）（73.23項の解説参照）</u></p> <p><u>(b) トーチランプ（82.05）</u></p> <p><u>(c) ~ (d) （省 略）</u></p> <p><u>(e) 84.19項の加熱、調理、ぱい焼、蒸留等を行う機器（理化学用のものを含む。）：例えば、次のような物品がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除くものとし、家庭用のものであるかないかを問わない。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) カウンター式のコーヒー沸器及び特定用途の加熱装置又は調理装置（家庭用のものを除く。）</u></p> <p><u>(f) ~ (k) （省 略）</u></p>	<p>74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>73.23項及び73.24項の解説は、この項において準用する。</p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p><u>(a) 74.17項の加熱器具</u></p> <p><u>(b) 工具の性格を有する家庭用品（82類）（73.23項の解説参照）</u></p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p><u>(c) ~ (d) （省 略）</u></p> <p><u>(e) 84.19項の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器その他の機器</u></p> <p style="text-align: center;">（新 規）</p> <p><u>(f) ~ (k) （省 略）</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>74.19 その他の銅製品</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8) ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル</u></p> <p><u>(9) ばね（ただし、91.14項の時計用ばねを除く。）</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) 金属糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用するものに限る。）（58.09）</u></p> <p><u>(b) 金属網製の調製したろう付け用溶接プレート（83.11）</u></p> <p><u>(c) ワイヤクロスで手ふるいに作りあげたもの（96.04）</u></p> <p>(省略)</p>	<p>74.19 その他の銅製品</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>75.03 ニッケルのくず</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>ニッケル製造の際に生ずるスラグ、灰及び残留物</u> (26.20)</p> <p>(b) (省略)</p>	<p>75.03 ニッケルのくず</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>灰及びニッケルの残留物</u> (26.20)</p> <p>(b) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>76.02 アルミニウムのくず</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) アルミニウム製造の際に生ずる<u>スラグ</u>、<u>灰</u>及び<u>残留物</u> (26.20)</p> <p>(c) (省略)</p>	<p>76.02 アルミニウムのくず</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) アルミニウム製造の際に生ずる<u>灰</u>及び<u>残留物</u> (26.20)</p> <p>(c) (省略)</p>
<p>76.15 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限る。)、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、73.23項及び73.24項の解説に記載された同じ型式の物品 (特に、台所用、衛生用、化粧用に供されるもの)、<u>74.18項</u>の解説に記載されたものに類するアルミニウム製の調理器具又は加熱器具を含む。</p> <p>(省略)</p>	<p>76.15 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限る。)、アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品 (アルミニウム製のものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、73.23項及び73.24項の解説に記載された同じ型式の物品 (特に、台所用、衛生用、化粧用に供されるもの)、<u>74.17項</u>の解説に記載されたものに類するアルミニウム製の調理器具又は加熱器具を含む。</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>第 78 類 鉛及びその製品</p> <p>(省略)</p> <p>総説</p> <p>(省略)</p>	<p>第 78 類 鉛及びその製品</p> <p>(省略)</p> <p>総説</p> <p>(省略)</p>
<p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 78.01項に掲げる塊から通常圧延又は押し出しにより製造した物品 (<u>78.04及び78.06</u>) 並びに鉛の粉及びフレーク (78.04) .</p> <p>(C) 管及び管用継手並びに最後の項である78.06項に属する全てのその他の鉛製品 (15部の注1、82類若しくは83類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。)</p> <p>(省略)</p>	<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 78.01項に掲げる塊から通常圧延又は押し出しにより製造した物品 (<u>78.03及び78.04</u>) 並びに鉛の粉及びフレーク (78.04) .</p> <p>(C) 管及び管用継手 (<u>78.05</u>) 並びに最後の項である78.06項に属する全てのその他の鉛製品 (15部の注1、82類若しくは83類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>78.01 鉛の塊 (省略)</p> <p>この項には、金及び銀を含有する鉛 (lead bullion)、銀を含有する鉛のように不純物を含有するものから、電解精製された高純度の鉛までの各種の純度の鉛の塊を含む。ブロック、インゴット、なまこ形、スラブ、ケーキその他これらに類する形状のもの又は鋳造した棒のものがある。これらの形状の多くのものは、圧延、押出し、合金製造、成型品の鋳造に使用する。<u>この項には、また、電解精製用の鋳造した陽極、又は、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鋳造するために鋳造した棒を含む。</u> (省略)</p>	<p>78.01 鉛の塊 (省略)</p> <p>この項には、金及び銀を含有する鉛 (lead bullion)、銀を含有する鉛のように不純物を含有するものから、電解精製された高純度の鉛までの各種の純度の鉛の塊を含む。ブロック、インゴット、なまこ形、スラブ、ケーキその他これらに類する形状のもの又は鋳造した棒のものがある。これらの形状の多くのものは、圧延、押出し、合金製造、成型品の鋳造に使用する。<u>この項には、また、電解精製用の鋳造した陽極を含む。</u> (省略)</p>
<p>78.02 鉛のくず (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 鉛製造の際に生ずる<u>スラグ、灰及び残留物</u> (例えば、鉛マット) (26.20) (b) (省略)</p>	<p>78.02 鉛のくず (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 鉛製造の際に生ずる<u>灰及び残留物</u> (例えば、鉛マット) (26.20) (b) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p>78.03 鉛の棒、形材及び線</p> <p>これらの物品は、この類の注 1 (a)、1 (b)及び1 (c)に規定されたもので、銅製の類似の物品に相当する。74.07項及び74.08項の解説の規定は、この項において準用する。鉛の棒は、主として弾丸の製造に使用される。鉛の形状は、しばしば格子窓のさんとして使用される。</p> <p>この項には、また鉛をベースとしたはんだ付け用の棒（通常押出しにより製造する。）で、フラックスで被覆していないものを含む（特定の長さに切ってあるかないかを問わない。）。被覆した棒は含まない（83.11）。</p> <p>この項には、また、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鋳造するために鋳造した棒を含まない（78.01）。</p>
(削除)	<p>78.05 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</p> <p>管は、この類の注 1 (e)に規定されている。</p> <p>73.04項から73.07項までの解説の規定は、この項において準用する。</p> <p>鉛の管は、通常、押出しにより製造される。</p> <p>鉛の管及び管用継手（排水孔用の S 字形の防具弁を含む。）は主に、配水かん管、ガス管又は酸（例えば、硫酸、塩酸）の配管及び電線のシースに使用される。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 中空形材（78.03） (b) コック、弁等を取り付けた継手（84.81） (c) 明らかに特定の製品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16部）） (d) 絶縁電線で鉛製の外装を使用したもの（85.44）</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>78.06 その他の鉛製品</p> <p>この項には、この類の前項までの物品、82類又は83類の物品及びこの表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品（15部注1参照）を除き、鋳造、プレス、打抜き等によって製造された総ての鉛製品を含む。</p> <p>この項には、特に次の物品に適用する。</p> <p>絵の具その他の物品の包装用の折り畳むことのできるチューブ形容器、貯蔵タンク、ドラム缶その他これらに類する容器（酸、放射性物質又はその他の化学薬品用のもので機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有しないもの）、魚網用のおもり、衣類用、カーテン用のおもり等、時計用のおもり及びはん用性の平衡おもり、鉛の纖維又はより線をかせ巻若しくはロープにしたもので、包装用若しくはパイプの継目充てんに使用するもの、構築物の部分品、ヨットの竜骨及び潜水着用の胸板、電気めっき用の鉛陽極（75.08項の解説（a）参照）、<u>この類の注1（a）、1（b）及び1（c）に規定されている鉛の棒、形材、線（ただし、例えば、圧延若しくは引抜きをするため又は成型品に再鋳造するために鋳造した棒（78.01）及び被覆した棒（83.11）を除く。）</u></p> <p><u>この項には、この類の注1（e）に規定されている鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）を含む（ただし、コック、弁等をつけた継手（84.81）、明らかに特定の製品に作り上げられた管（例えば、機械類の部分品（16部））、絶縁電線で鉛製の外装を被覆したもの（85.44）を除く。）。これらは、73.04項から73.07項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。</u></p>	<p>78.06 その他の鉛製品</p> <p>この項には、この類の前項までの物品、82類又は83類の物品及びこの表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品（15部注1参照）を除き、鋳造、プレス、打抜き等によって製造された総ての鉛製品を含む。</p> <p>この項には、特に次の物品に適用する。</p> <p>絵の具その他の物品の包装用の折り畳むことのできるチューブ形容器、貯蔵タンク、ドラム缶その他これらに類する容器（酸、放射性物質又はその他の化学薬品用のもので機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有しないもの）、魚網用のおもり、衣類用、カーテン用のおもり等、時計用のおもり及びはん用性の平衡おもり、鉛の纖維又はより線をかせ巻若しくはロープにしたもので、包装用若しくはパイプの継目充てんに使用するもの、構築物の部分品、ヨットの竜骨及び潜水着用の胸板、電気めっき用の鉛陽極（75.08項の解説（a）参照）</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p> <p style="text-align: right;">（新規）</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 79 類 亜鉛及びその製品	第 79 類 亜鉛及びその製品
(省 略)	(省 略)
総 説	総 説
(省 略)	(省 略)
<p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) 管及び管用継手並びにその他のものの項である79.07項に属するすべての亜鉛製品 (15部注 1、82類若しくは83類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。)</p>	<p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>(A) ~ (C) (省 略)</p> <p>(D) 管及び管用継手 (79.06) 及び79.07項に属するその他の亜鉛製品 (15部注 1、82類若しくは83類の物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。)</p>
(省 略)	(省 略)
79.02 亜鉛のくず	79.02 亜鉛のくず
(省 略)	(省 略)
<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 亜鉛の製造亜鉛めっき等の際に生じる<u>スラグ</u>、灰及び残留物 (例えば、電気めっきの際沈殿するスラッジ、浸せきタンクからの金属残留物) (26.20)</p> <p>(b) (省 略)</p>	<p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 亜鉛の製造亜鉛めっき等の際に生じる灰及び残留物 (例えば、電気めっきの際沈殿するスラッジ、浸せきタンクからの金属残留物) (26.20)</p> <p>(b) (省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>(削除)</p>	<p><u>79.06 亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</u></p> <p>管は、この類の注1(e)に規定されている。</p> <p>73.04項から73.07項の解説の規定は、この項において準用する。</p> <p>亜鉛製の管は、通常、押出しにより製造されるが、また電着により製造されるものもある。</p> <p>亜鉛製の管は、主として雨水の配水管に使用される。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 中空形材(79.04)</p> <p>(b) コック、弁等を取り付けた継手(84.81)</p> <p>(c) 明らかに特定の製品に作り上げられた管(例えば、機械類の部分品(第16部))</p>
<p>79.07 その他の亜鉛製品</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(11) (省略)</p> <p>(12) この類の注1(e)に規定されている亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリングエルボー及びスリーブ)(ただし、79.04項の中空の形材、84.81項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の物品に作り上げられた管(例えば、機械類の部分品(16部))を除く。)。これらは、73.04項から73.07項までの解説に記載された鉄鋼の製品に相当するものである。</p>	<p>79.07 その他の亜鉛製品</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(11) (省略)</p> <p>(新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
第 80 類 すず及びその製品	第 80 類 すず及びその製品
注	注
1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
(a) ~ (c) (省略)	(a) ~ (c) (省略)
(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺の長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものという。	(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺の長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものという。
長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの	長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの
長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの	長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの
(削除)	<u>第80.04項又は第80.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u>
(e) (省略)	(e) (省略)
(省略)	(省略)
総説	総説
(省略)	(省略)
この類には、次の物品を含む。	この類には、次の物品を含む。
(A) (省略)	(A) (省略)
(B) 80.01項のすずの塊から通常、圧延又は押出しにより製造した物品（ <u>80.03項及び80.07項</u> ）並びにすずの粉及びフレーク（ <u>80.07</u> ）	(B) 80.01項の塊から通常、圧延又は押出しにより製造した物品（ <u>80.03項から80.05項まで</u> ）並びに粉及びフレーク（ <u>80.05</u> ）
(C) 管及び管用継手並びに最後の項である80.07項に属するその他のすべてのすず製品（15部の注1に規定する物品、82類若しくは83類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）	(C) 管及び管用継手（ <u>80.06項</u> ）及び80.07項に属するその他のすべてのすず製品（15部の注1に規定する物品、82類若しくは83類に該当する物品及びこの表の他の項においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。）
(省略)	(省略)

関税率表解説改正

新	旧
<p>80.01 すずの塊</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、粉及びフレークを含まない(80.07)。</p>	<p>80.01 すずの塊</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、粉及びフレークを含まない(80.05)。</p>
<p>80.02 すずのくず</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) すず製造の際に生じるスラグ、灰その他の残留物 (26.20)</p> <p>(b) (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>80.02 すずのくず</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(1) すず製品の際に生じる灰その他の残留物 (26.20)</p> <p>(2) (省略)</p>
	<p>80.04 すずの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。)</p> <p>この項には、この類の注1(b)に規定された物品を含む(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。)。</p> <p>74.09項の解説の規定は、この項において準用する。</p> <p>この項には、厚さ(補強材を除く)が0.2ミリメートル以下のはくを含まない(80.05)。</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p>80.05 <u>すずのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)、粉及びフレーク</u></p> <p><u>この項には、この類の注1(d)に規定された物品で、厚さが0.2ミリメートル以下のものを含む。</u></p> <p><u>74.10項の解説の規定は、この項において準用する。厚さの限界には、ワニス等の被覆物を含める。ただし、紙等の裏張りの厚さは除く。すずのはくは、圧延又は鋳造によって得られるのみならず、層状に鋳造したものを鉄鋼製回転ドラムの上におぎ、はぎ取ること(peeling)によっても得られる。</u></p> <p><u>これは、主として口金の製造、食料品の包装等(包装に供される鉛はくの被覆にも使用される。)及び鏡の裏打ちに使用される。</u></p> <p><u>この項には、15部の注8(b)に規定された粉及びフレークを含む。74.06項の解説の規定は、この項において準用する。すずの粉は、すずの溶液から沈殿によっても調製される。</u></p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) すずの破片、粒及びこれらに類する物品(80.01)</u></p> <p><u>(b) すずの板及び帯(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。)(80.04)</u></p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>(削除)</p>	<p><u>80.06 すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</u></p> <p>管は、この類の注1(e)に規定されている。</p> <p>73.04項から73.07項までの解説の規定は、この項において準用する。</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 中空形材(80.03)</p> <p>(b) コック、弁等を取り付けた継手(84.81)</p> <p>(c) 明らかに特定の製品に作り上げられた管(例えば、機械類の部分品(16部))</p>
<p>80.07 その他のすず製品</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6)すずの粉(15部の注8(b)参照)及びフレーク</p> <p>(7)すずの板、シート、ストリップ及びすずのはく(印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)。これらの製品はこの類の注1(d)で規定されている。</p> <p>(8)この類の注1(e)に規定されているすず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)(ただし、80.03項の中空形材、84.81項のコック、弁等をつけた継手、明らかに特定の製品に作り上げられた管(例えば、機械類の部分品(16部))を除く。)。これらは、73.04項から73.07項までの解説に記載された鉄鋼製品に相当するものである。</p>	<p>80.07 その他のすず製品</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>81.01 タングステン及びその製品(くずを含む。)</p> <p>8101.10 - 粉 - その他のもの</p> <p>8101.94 - - タングステンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)</p> <p>(削除)</p> <p>8101.96 - - 線</p> <p>8101.97 - - くず</p> <p>8101.99 - - その他のもの</p> <p>(省略)</p>	<p>81.01 タングステン及びその製品(くずを含む。)</p> <p>8101.10 - 粉 - その他のもの</p> <p>8101.94 - - タングステンの塊(単に焼結して得た棒を含む。)</p> <p><u>8101.95 - - 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく</u></p> <p>8101.96 - - 線</p> <p>8101.97 - - くず</p> <p>8101.99 - - その他のもの</p> <p>(省略)</p>
<p>81.04 マグネシウム及びその製品(くずを含む。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、マグネシウム製造の際に生ずる<u>スラグ</u>、灰及び残留物を含まない(26.20)。</p> <p>(省略)</p>	<p>81.04 マグネシウム及びその製品(くずを含む。)</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、マグネシウム製造の際に生ずる灰及び残留物を含まない(26.20)。</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>81.12 ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、イ ンジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれらの製 品(くずを含む。)</p> <p>- ベリリウム</p> <p>8112.12 - - 塊及び粉</p> <p>8112.13 - - くず</p> <p>8112.19 - - その他のもの</p> <p>- クロム</p> <p>8112.21 - - 塊及び粉</p> <p>8112.22 - - くず</p> <p>8112.29 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>- タリウム</p> <p>8112.51 - - 塊及び粉</p> <p>8112.52 - - くず</p> <p>8112.59 - - その他のもの</p> <p>- その他のもの</p> <p>8112.92 - - 塊、くず及び粉</p> <p>8112.99 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>81.12 ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、イ ンジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(くずを含む。)並びにこれらの製 品(くずを含む。)</p> <p>- ベリリウム</p> <p>8112.12 - - 塊及び粉</p> <p>8112.13 - - くず</p> <p>8112.19 - - その他のもの</p> <p>- クロム</p> <p>8112.21 - - 塊及び粉</p> <p>8112.22 - - くず</p> <p>8112.29 - - その他のもの</p> <p><u>8112.30 - ゲルマニウム</u></p> <p><u>8112.40 - バナジウム</u></p> <p>- タリウム</p> <p>8112.51 - - 塊及び粉</p> <p>8112.52 - - くず</p> <p>8112.59 - - その他のもの</p> <p>- その他のもの</p> <p>8112.92 - - 塊、くず及び粉</p> <p>8112.99 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>83.11 卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒</p> <p>8311.10 - 卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）</p> <p>8311.20 - 卑金属製の線（しんに充てんしたもので、電気アーク溶接に使用するものに限る。）</p> <p>8311.30 - 卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付又は溶接に使用するものに限る。）</p> <p><u>8311.90 - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>83.11 卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒</p> <p>8311.10 - 卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）</p> <p>8311.20 - 卑金属製の線（しんに充てんしたもので、電気アーク溶接に使用するものに限る。）</p> <p>8311.30 - 卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付又は溶接に使用するものに限る。）</p> <p><u>8311.90 - その他のもの（部分品を含む。）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>